

## 実践報告⑦⑤

# 府中みくまり病院における精神科 ソーシャルワーカーの役割と取り組み

社会福祉法人広島厚生事業協会 府中みくまり病院  
医療相談室 精神保健福祉士  
加藤佐恵子 岡村美希 坂角悟 元満俊介

## 1. 病院の概要

当院は、広島県安芸郡府中町、みくまり溪そばの緑豊かな場所にある精神科病院で、昭和12（1937）年に開設され、今年で開院85年を迎えます。昭和26（1951）年6月の社会福祉事業法の施行に伴い、昭和27（1952）年に第2種社会福祉事業として社会福祉法人の認可を受け、現在定床317、精神科療養病棟、精神科一般病棟（閉鎖・開放）、認知症治療病棟、うつ専門ユニットがあります。

## 2. 病院内における医療相談室の変遷と位置づけ

当院は精神科単科の病院のため精神保健福祉士が精神科ソーシャルワーカーとして医療相談室、訪問看護室、特定相談支援事業所に計6名が配属されています。当院で初めてソーシャルワーカーが採用されたのは、昭和44（1969）年で無料定額診療事業を行う社会福祉法人の精神科病院であったため医療ソーシャルワーカーを配置する必要があり採用されました。

当時は入院患者さんへの相談援助が中心で、

身寄りがない患者さんや家族と疎遠となっている患者さんの入院生活に伴う代行業務なども行っていました。この頃は地域に精神障害者の居場所が少なく、多くの患者さんが発病以来、入院生活中心の暮らしを余儀なくされていた時代で、当院のソーシャルワーカーはそういった方への居場所づくりのため早くからソーシャルクラブなどの運営に携わってきました。

その後、平成7（1995）年7月に精神保健福祉法が改正され、ここでようやく精神障害者の福祉が法律に加えられたことによって、精神科病院はこぞってソーシャルワーカーを採用することになりました。この時に当院でもソーシャルワーカー1名が増員されました。しかし、精神科に入院している入院患者さんの退院促進に力を入れる病院はそれほど多くはなく、入院患者さんの療養生活上の相談援助が業務の中心でした。

平成9（1997）年の精神保健福祉士法の成立により、精神科デイケアや精神科訪問看護の診療報酬上のスタッフに精神保健福祉士が位置付けられたことなどから、当院でも外来患者さんの支援や社会復帰支援などを基本方針に掲げ退院促進、地域生活定着支援などに尽力して参り

ました。また、現代の社会的ニーズでもある高齢化に伴う認知症患者さんの増加に対応出来るように認知症治療病棟で精神保健福祉士が専従者として、主にご家族からのご相談に応じるなど時代のニーズに対応しながら当院の基本理念である「精神医療と福祉の理想を追求しよう」「すべての人を尊重しよう」と日々の業務を遂行しております。

### 3. 医療相談室に寄せられる相談の特徴

相談内容については配置部署、担当病棟によって大きく異なります。精神科一般病棟では、退院に向けての相談「退院したいけど家族が反対している、どうやったら退院できるか?」、療養生活を送る中で、何かをやってみたいなど長期療養生活上の質の向上の相談、ご家族の不安などの相談が多い傾向にあります。長期入院患者さんでは入院に慣れてしまい退院意欲が乏しくなった患者さんに対して、能動的に退院を検討していけるような働きかけも我々の使命と考え日々入院患者さんとかかわりを持っております。

認知症治療病棟での、疾病の特性上、相談者は主にご家族や後見人であることが多く、介護保険サービスの紹介や退院先のご相談が多く、相談内容に応じたサービス等の紹介・調整について介護支援専門員の方と連携することが多い状況です。また、最近では身寄りがない認知症患者さんの入院も増えてきており、そういったケースの場合は行政職員との連携も欠かせなくなっております。

地域生活で生活されている方の相談が多い、特定相談支援事業所での相談では、障害福祉サービスの利用に関することや事業所での対人関係の相談、家族との関係性の相談などが多く寄せられます。我々精神保健福祉士は、いかなる時も、ご本人が自分らしく生活し自己実現を達成していくことが出来るように共に考え、ご本人さんを中心にサポートさせていただいております。

### 4. 精神保健福祉士の活動と役割(社会資源の活用、関係機関との連携等を含む)

精神科一般病棟では、退院後に必要とされる社会資源や本人らしく生活するために必要なサービスなどが利用できるように紹介し、必要時には一緒に事業所へ同行し見学します。また、入院時にはそれまで利用していた地域生活支援事業所から入院前の生活状況などの情報を共有し、入院後の治療計画などに役立てます。入院治療により病状が安定した際には、病院側から地域生活支援事業所等に、病状についての説明や本人が望んでいる生活などの情報共有を実施して、退院後円滑にサービスが利用できるようにカンファレンスの開催を実施します。

ご家族からの相談内容では、退院に伴う不安や精神科の疾病の特性、対応等の相談が多く寄せられ、ご家族と共にご本人さんの性格や疾病の特性を踏まえた上で、疾病別による画一的な対応ではなく、各個人に合わせた個別の対応を心掛け共に考え、対応を模索していきます。

認知症治療病棟の業務は、入院前に入所されていた施設等と情報の共有に努め、入院時から

退院を見据えた支援を心掛け、病状改善時に速やかに退院(施設への再入所など)が出来るようにしています。在宅から入院された患者さんにおいては介護支援専門員を始めとする関係者と連携し、自宅退院に向けたカンファレンスを開催し必要なサービスの利用調整をさせていただいております。

当院は障害福祉サービス事業所の、特定相談支援事業所を併設しており、医療相談室の2名の精神保健福祉士(相談支援専門員)が兼務して「障害福祉サービス利用のための計画相談支援」を実施しております。当院入院中に、新たに障害福祉サービスの利用の希望がある患者さんなどに対して、障害福祉サービス利用のための計画を立てさせていただき、本人らしい生活を送ることが出来るお手伝いをさせていただいております。また、事業所として府中町から自立支援協議会の専門部会の一つである、精神保健部会の運営を委託されており、年に4回ほど企画し、開催をしており、行政や地域生活支援事業

所と連携をとり、町内の精神保健福祉に関連する課題等検討するなど精神保健福祉の向上に努めております。

---

---

## 5. おわりに

---

---

当院は精神科単科の病院であることから、精神科特有の機能と対応を求められることも多いのではないかと思います。我々、精神保健福祉士は平成9(1997)年に、精神科への長期入院者の退院支援と地域生活支援を使命に国家資格化されました。現在は、職域が拡がり多方面での活躍の場が広がっていますが、私たち精神保健福祉士は精神障害者の社会的復権を成し遂げるために、自己決定の尊重、権利擁護、ソーシャルアクションを日々実践しながら、患者さんに寄り添うパートナーであり続けたいと思います。



病院外観